

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年六月二十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第七十三号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十五年広島県規則第百八十七号）の一部を次のように改正する。
第十条を次のように改める。

（免許取消しの届出等）

第十条 二級建築士又は木造建築士が失踪の宣告を受けた場合においては、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による失踪の届出義務者は、失踪の宣告の日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 法第八条の二又は前項の規定による届出をする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式による届出書を知事に提出しなければならない。

一 法第八条の二第一号又は前項の規定による届出をする場合 別記様式第五号

二 法第八条の二第二号の規定による届出をする場合 別記様式第六号

三 法第八条の二第三号の規定による届出をする場合 別記様式第七号

3 前項第一号の規定による届出書には届出に係る建築士が死亡又は失踪したことを証する書類及び届出者と当該建築士との続き柄を証する書類を、同項第二号の規定による届出書には届出に係る建築士が成年被後見人又は被保佐人であることを証する書類及び届出者が当該建築士の成年後見人又は保佐人であることを証する書類を添えなければならない。

4 二級建築士又は木造建築士は、法第九条第一項第一号の規定による免許の取消しを申請する場合においては、別記様式第八号による免許取消申請書に免許証を添えて知事に提出しなければならない。

第十一条中「第九条前段又は」を「第九条第一項（第一号及び第二号を除き、第三号にあつては法第八条の二第三号に掲げる場合に該当する場合に限る。）又は法」に、「よつて」を「より」に改める。

第十二条第一項中「場合」の下に「又は第十条第一項の届出があつた場合」を加える。

第十七条の見出しを「（受験者の不正行為に対する措置に関する報告書）」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「前項の規定により第一項」を「法第十三条の二第二項の規定により同条第一項」に改め、同項を同条とする。

別記様式第一号を次のように改める。

(別記)

様式第 1 号 (第 2 条関係)

二級 建築士免許申請書

(記入注意) 数字は算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にもし印を付けてください。外国の建築士免許を受けた方は、「試験」欄にその免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入してください。

〔広島県収入証紙ち
よう付欄
消印しないでくだ
さい。〕

私は、二級 建築士の免許を受けたいので戸籍謄本(抄本)を添えて申請します。
私は、次の事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。

平成 年 月 日

氏名 _____ 印

広島県知事 様

(署名)

ふりがな 氏名	生年 月日	年 月 日	性	別
			男 <input type="checkbox"/>	女 <input type="checkbox"/>

本籍地の
都道府県名

現住所

二級 建築士に合格した時期
木造

昭和 平成 年

試験	合格証書日付	昭和 平成 年 月 日	合格証書 番号	第 号
----	--------	-------------	------------	-----

欠格事由

- 1 後見開始又は保佐開始の審判を受けていますか。 いる いな
- 2 禁錮以上の刑に処せられましたか。 ある な
- 3 あるときはその罪及び刑 ----- ある な
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金
の刑に処せられたことがありますか。 ある な
- 4 あるときはその罪及び刑 ----- ある な
- 4 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日
あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日
ある な
- 4 建築士法第 9 条第 1 項第 4 号又は第 10 条第 1 項の規定により一級建築
士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 ある な
- 5 あるときは、その日
ある な
- 5 建築士法第 10 条第 1 項の規定による業務の停止の処分を受け、その停
止の期間中に建築士法第 9 条第 1 項第 1 号の規定により一級建築士、二
級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 ある な

業務の停止の処分を受けたときは、その停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで

※審査 ※經由庁記載欄 責任者(職氏名) 印

※登録番号	登録 年月日	平成 年 月 日	※受付番号	
-------	-----------	----------	-------	--

注 1 不用の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

別記様式第五号を次のように改める。

様式第5号 (第10条関係)

二級 建築士 死亡 届出書 木造 建築士 失踪宣告					
次の者は、 年 月 日 死亡し 失踪宣告を受け ましたので、関係書類を添えて届け出 ます。					
平成 年 月 日					
届出者 氏名 印 (電話)					
広島県知事 様					
ふりがな		生年月日	年 月 日	性別	男・女
二級 建築士氏名		登 録 日	年 月 日		
二級 建築士名簿	第 号				
二木造 登録番号					
本 籍 地 の 名					
本 道 府 県 の 名					
死亡又は失踪時の最終住所					
死亡し、又は失踪し、又は受けた年月日	年 月 日				
戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者の氏名	生年月日	年 月 日	建築士 の 続 き 柄		
現 住 所					

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第五号の次に次の三様式を加える。

様式第6号 (第10条関係)

二級 建築士 後見開始 届出書 木造 保佐開始			
次の者は、 年 月 日 後見開始 保佐開始 の審判を受けましたので、関係書類を添えて届け出ます。			
平成 年 月 日		成年後見人又は保佐人 氏名 印	
		(電話)	
広島県知事 様			
ふりがな	生年月日	年 月 日	性別 男・女
二級 建築士氏名			
二級 建築士名簿 木造 登録番号	第 号	登 録 日 年 月 日	年 月 日
本 籍 地 の 都 道 府 県 名			
現 住 所			
後見開始又は保佐開始の審判を受けた年月日	年 月 日		
成年後見人又は保佐人氏名	生年月日	年 月 日	
現 住 所			

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第7号 (第10条関係)

二級 木造 建築士に係る禁錮以上の刑等に処せられたことの届出書				
私は、 年 月 日 禁錮以上の刑に処せられ 建築士法の規定に違反して罰金の刑に処せられ まし 建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ たので、届け出ます。				
平成 年 月 日		届出者 住所		
		氏名		印
		(電話)		
広島県知事 様				
ふりがな		生年月日	年 月 日	性別
二級 木造 登録 番号	第 号	登録 年月日	年 月 日	男・女
本籍地の 都道府県名				
罪名				
刑期等				

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第8号 (第10条関係)

二級 建築士免許取消申請書					
私は、このたび 二級 建築士の免許を取り消したいので、免許証を添えて次のとおり申請します。 平成 年 月 日					
申請者		住所			
氏名		印			
(電話)			
広島県知事 様					
ふりがな		生年月日	年 月 日	性別	男・女
二級 建築士名簿 木造 登録番号	第 号	登録日	年 月 日		
本籍地の名	本 道 府 県 の 名				
免許の取消しを申請する理由					

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。